

91 在英留学生入江陳重ミドル・テンプル法学院スコラーシ

ップ試験合格に付留学生監督正木退蔵報告の件回達

〔明治十一年九月二十一日〕

英国留学生徒入江陳重儀這回スコラーシッ試験満足第一等賞
等ヲ得タル旨別紙之通監督正木退蔵ヨリ上申ニ付為御承知及御
廻付候条御閱了之上御返付有之度候也

明治十一年九月廿一日 文部省学務課長 野村素介

東京大学法理文三学部綜理御中

今般倫敦ミットルテンブル法律講習処ニ於テ例式ノ通リスコラ
ーシッ試験ニ設クル者ノ執行有之候処法学生徒入江陳重儀該
試験ノ普通法律及ヒ刑法律部ニ従事シ口驗并ニ書驗共ニ高点ニ
在テ第一等スコラーシッ「ニ合格シ此ニ属スル賞金英貨百ギ
ニー即チ百〇五磅獲収且ツ将来該法律講習処ノ第一等スコラ
ーシッ士タルノ許准ヲ得タルヲ実ニ特達ノ事業ニ候間此段速ニ
上申候也

明治十一年七月廿六日 英国留学生監督 正木退蔵

文部卿 西郷従道殿

追テ該処スコラーシッ試験ノ規則一通(抹消)添テテ通送仕
候

英国倫敦ミッドルテムプル法学院

スクラルシップ(勸学ノ為ニ給与スル金員ヲ云フ)ノ規則

第一条 ○スクラルシップハ毎年其数十六トス但一人ニテ其一ヲ得之ヲ有スル期限ヲ一年トス

第一 万国公法及憲法ニ就テ四個即

一 ○一百ギニー(一ギニーハ二十一シエリングナリ)ノ第一等スクラルシップ
 プ三十ギニーノ第二等スクラルシップ

二 ○五十ギニーノ第一等スクラルシップ二十ギニーノ第二等スクラルシップ

第二 不動産及動産法ニ就テ附与スルスクラルシップ二個其等級及金額前ト同シ

第三 習慣法(刑法ニ就テ附与スルモノ等級金額前ト同シ)

第四 衡平法ニ就テ附与スルモノ等級金額前ト同シ

第二条 ○此「スクラルシップ」ヲ得ント欲スル者ハ「ミッドルテムプル」ノ生徒タルベシ

第三条 ○五十ギニー或ハ二十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ争フ者ハ試験第一日ニ当リ満二十三歳ナル生徒ニ非レハ之ヲ得可カラス」一百ギニー或ハ三十ギニーノ「スクラルシップ」

ヲ争フ者ハ試験第一日前ノ一月一日ニ当リ満二十四歳ノ生徒ニ非レハ之ヲ得可ラス

第四条 ○生徒ハ一年ニ「スクラルシップ」一個以上ヲ有ス可ラス

第五条 ○「スクラルシップ」ヲ得タル生徒ハ他ノ

「スクラルシップ」ヲ争フ可ラス

第六条 ○五十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ得タル者ハ同学科ヲ以テ一百ギニーノ「スクラルシップ」ヲ争フ可ラス又学科ノ同キト同カラサルヲ論セス更ニ五十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ争フ可ラス然レモ試験後十二ヶ月ヲ経且定齡ヲ越サルハ其曾テ五十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ得タル学科ニ非サル他ノ学科ヲ以テ一百ギニーノ「スクラルシップ」ヲ争フ可ラズ

第七条 ○「スクラルシップ」ノ試験ハ毎年二回トス一ハ「ハイラン」期後(一月十一日ヨリ一月三十日ニ至ル)但五十ギニー及二十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ得ルモノ一ハ「トリニチ」期後(五月二十二日マ)但一百ギニー及三十ギニーノ「スクラルシップ」ヲ得ルモノ

第八条 ○試験ハ二回共二次ノ「ハイラン」及「トリニチ」期後ニ之ヲ開クベシ

第九条 ○試験ハ口筆二種ヲ以テス

第十条 ○試験官ハ在職一年トス而シテ議事院ノ「マストルス」ヲフベンチ」之ヲ命ス其試験ノ成績ハ試験官ヨリ之ヲ「マストルス、ヲフベンチ」ニ申報シ而シテ此申報ニ從テ「マストルスオフベンチ」ヨリ「スクラルシップ」ヲ給与ス然レモ試験官ノ申報ヲ覽テ其生徒ノ内一人ノ学力優等ナルヲ認ムルニ非サレハ「スクラルシップ」ヲ与ル可ナシ

第十一条 ○毎試験ノ時試験官ハ二十ギニーヲ受クベシ

第十二条 ○議事院ノ「マストルス、オフベンチ」ハ「スクラル

シップコンミチー」ト名ル委員ヲ命シ此規則ヲ実行セシムベシ而テ此委員ハ時宜ニヨリ此規則ヲ廃シ或ハ之ヲ改正シ或ハ之ヲ増補シ且更ニ他ノ規則ヲ制立スルノ権アルベシ而テ此規則ノ廃止増補等ニ就テハ「マストルス、オフベンチ」ノ認可ヲ得ベシ

スタラルシップ委員 人名 六人

試験官 人名 四人

〔文部省往復〕明治十一年分三冊之内乙号、㊦A24〕